

- 入院期間(上記対象期間)中に本市に住居登録がある
 - 40歳以上で、入院時に介護保険認定で要介護1以上の認定を受けている
 - 紙おむつの持ち込みを禁止している医療保険適用の病院に入院し、紙おむつ代を病院に支払っている
 - 入院中に生活保護を受給していない
- 申請 時 7月10日(金)～31日(金)の平日
場 高齢者支援課(田無第二庁舎1階、防災・保谷保健福祉総合センター1階)
※郵送での受付可

□必要なもの

- 介護保険被保険者証のコピー
 - 振込先の口座が分かるもの(通帳のコピーなど)
 - 認め印(来庁時のみ)
 - 病院が発行した領収書のコピー
- ※領収書には、対象者氏名・入院期間・病院名・紙おむつ代の金額の記載が必要です(紙おむつ代の記載がないものは不可。領収書の金額にシーツやパジャマ代などが合算されている場合は、別途病院発行の内訳が必要)。
※申請書などは市HPで配布
※次回(7～10月入院分)は11月を予定
▶高齢者支援課 田 042-420-2810

介護保険訪問看護利用者負担軽減認定の申請

低所得者を対象に、介護保険における訪問看護の利用者負担(1割負担)の25%を軽減します。
申 7月1日(水)から、令和2年度(8月～令和3年7月)の受付開始
※世帯全員が住民税非課税などの要件

がありますので、事前にお問い合わせください。

- 持 ●介護保険訪問看護利用者負担軽減対象認定申請書
 - 収入および預貯金申告書(世帯全員の預貯金通帳のコピーを添付)
 - 資産および扶養の有無に関する申告書
- ▶高齢者支援課 田 042-420-2813

介護保険負担割合証を送付します

負担の割合(1割、2割または3割)が記載された「介護保険負担割合証」の有効期限は7月31日(金)です。対象となる方には、更新した負担割合証を送付します(申請は不要)。

介護保険被保険者証と一緒に保管し、介護サービスをお使いの際に担当のケアマネジャーやサービス事業者に提示してください。

※新型コロナウイルス感染症の関係で確定申告が遅れた方については、申告内容により、負担割合が変わる場合があります。

- 発送日 7月中旬
 - 対 要介護・要支援認定をお持ちの方(総合事業の事業対象者を含む)
- ▶高齢者支援課 田 042-420-2813

受験生チャレンジ支援貸付事業

学習塾などの受講料、高校や大学などの受験料を無利子で貸し付けることで、一定所得以下の世帯の子どもの支

援を行います。入学した場合は、申請により返済が免除されます。

- 受講料貸付限度額 中学3年生・高校3年生など…20万円
 - 受験料貸付限度額 中学3年生など…2万7,400円 高校3年生など…8万円
 - 対 在住世帯の生計の中心者
- ※貸付には条件があります。詳細は 問 へお問い合わせください。
問 社会福祉協議会 田 042-497-5073
▶地域共生課 田 042-420-2808

くらし

伝統文化等継承事業を行う団体への補助金申請

西東京市固有の伝統芸能・民俗芸能・無形文化財(伝統行事など)を継承する市内の事業に対して経費の一部を補助します。

- 対象事業 4月1日～令和3年3月31日に実施する ●郷土に対する認識と愛着の向上 ●担い手となる後継者の育成 ●地域の連携を目的とした伝統文化等継承事業のうち、①本市の歴史の中で培われ、継承することが必要と認められる事業 ②過去に本市で実施され、復活・発掘をすることが必要と認められる事業
- 例：どんど焼き・おはやしなど
- 補助金上限 1事業10万円

- 資格 次の全てに該当する団体
 - 市内に活動拠点がある
 - 一定の活動実績があり、応募した事業を継続的に取り組める見込みがある
 - 団体の規約を備え、代表者と所在地が明らか
 - 会計経理が明確
 - ほかに補助金の交付を受けていない
 - 特定の個人・団体の利益の増進、宗教や政治活動を目的としない
 - 暴力団やその構成員の統制下でない
- 申 7月1日(水)午前9時～31日(金)午後4時に、申請書など提出書類を文化振興課(田無第二庁舎5階)へ持参してください(郵送不可)。

なお、申請内容などについて、事前に下記にご相談ください。
※申請書などは文化振興課・市HPで配布
▶文化振興課 田 042-420-2817

わが家の耐震診断をしよう

建物の設計図を基に簡易耐震診断を行い、助言などを受けることができます。

- 時・場 7月11日(土)午前9時30分～午後0時30分・田無第二庁舎3階
- 対 市内の地上2階建て以下の木造一戸建てで、自ら所有し居住している住宅
- ※原則、昭和56年5月31日以前の建築
- 定 8人(申込順) ※1人35分程度
- 申 7月8日(水)までに電話で下記へ
- 相談員 住みよい町をつくる会
- ▶住宅課 保 042-438-4052

西東京市誕生20周年事業(令和2年度実施分)の中止について

平成13年1月21日に誕生した西東京市は、令和3年1月に20周年を迎えます。
本市では、令和2年度から令和3年度にかけて各種周年事業を計画していましたが、新型コロナウイルス感染症による影響を鑑みまして、令和2年度に実施予定でありました関

係事業につきましては、中止することとしました。
令和3年度での実施予定分については、あらためて検討することとします。
▶企画政策課 田 042-460-9800

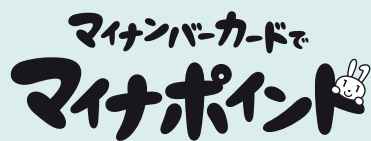
東京都施行型都民住宅入居者募集

都民住宅は中堅所得者向けの賃貸住宅で、仲介手数料・礼金・更新料が不要です。

- 住宅の所在地 都内全域
- 募集戸数 73戸(抽選)
- ※抽選募集以外の住宅も 問 のHPで募集しています。
- 対 ●都内在住
- 自ら居住するための住宅を必要としている
- 所得が定められた基準に該当するなど
- ※詳細は募集案内でご確認ください。

- 案内配布 7月2日(水)～10日(金)の平日に田無庁舎2階、防災・保谷保健福祉総合センター1階、出張所、都庁、市区町村窓口、 問 で配布
- ※申込書などは、案内配布期間中のみ下記の 問 のHPからもダウンロード可
- 申 7月15日(水)(必着)までに 問 へ郵送
- 問 東京都住宅供給公社都営住宅募集センター 田 03-3498-8894
- ▶住宅課 保 042-438-4052

7月1日(水)からマイナポイントの申し込みが始まります



令和2年9月からマイナンバーカードを活用した消費活性化策(マイナポイント)の実施が予定されており、7月からポイントの申し込みが始まります。6月までにポイントの予約を行った方も、ポイントの利用には申し込みが必要です。

マイナポイントを利用するために必要なもの

- マイナンバーカードの取得
 - マイナポイントの予約(マイキーIDの設定)
 - マイナポイントの申し込み
- ※詳細は、マイナポイント事業HPをご覧ください。

マイナポイントとは

マイナンバーカードをお持ちの方が、民間のキャッシュレス決済サービスを利用して、チャージまたは買い物をする事で取得することができるポイントです。

ポイントはキャッシュレス決済サービスのポイントとして、お買い物に利用できます。

お買い物にはマイナンバーカードは使用しません。また、国が買い物履歴を収集・保有することはありません。

マイナポイントの予約・申し込み

以下をお持ちの場合、ご自宅などで予約・申し込みが可能

- マイナンバーカード(利用者証明用電子証明書が搭載されたもの)
- スマートフォン(公的個人認証サービス対応のもの)、またはパソコンとICカードリーダー

パソコン・対応スマートフォンをお持ちでない方

市民課(田無庁舎2階、防災・保谷保健福祉総合センター1階)窓口、手続きに利用できる端末を設置(令和3年3月31日まで)

窓口設置端末を利用する場合

- 時 平日：午前8時30分～11時30分、午後1時～4時30分
- 場 市民課窓口
- 持 ①マイナンバーカード(利用者証明用電子証明書が搭載されたもの)
- ②マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)
- ③キャッシュレス決済サービスのカード番号などの分かるもの

マイナポイント事業をかたった不審な電話・メール・手紙・訪問などにご注意ください

マイナンバーカードの取得申請やマイナポイント予約・申し込みなどの手続きで、マイナンバーや口座番号・

口座の暗証番号、資産の情報、家族構成などの個人情報をお電話などで聞いたりすることはありません。

マイナポイントに関するお問い合わせ

- 問 マイナンバー総合フリーダイヤル 田 0120-95-0178
- 平日：午前9時30分～午後8時
- (土)・(日)・(祝)：午前9時30分～午後5時30分
- マイナポイント事業HP(下記QRコードから)
- マイナンバーカードの交付等に関するお問い合わせ
- ▶市民課 田 042-460-9820
- 保 042-438-4020

